

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年10月）
第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、備蓄量については、現在行っている主食用及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量を全て売り渡した場合、29.5万トンとなることから、今後、需給状況等の環境が整った場合には、備蓄水準の回復を行います。 第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和6/7年の需要実績 （1）需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。 （2）算出方法 需要実績は、令和6年産主食用米等生産量、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月までの1年間）の政府備蓄米供給量、令和6年6月末民間在庫量及び令和7年6月末民間在庫量を基に算出します。	第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。 第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和6/7年の需要実績 （1）需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。 （2）算出方法 需要実績は、令和6年産主食用米等生産量、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月までの1年間）の政府備蓄米供給量、令和6年6月末民間在庫量及び令和7年6月末民間在庫量を基に算出します。	第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。 このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。 また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。 第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和5/6年の需要実績 （1）需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。 （2）算出方法 需要実績は、令和5年産主食用米等生産量、令和5年6月末民間在庫量及び令和6年6月末民間在庫量を基に算出します。

※赤字は7年9月基本指針からの変更部分

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年10月）
--------------------------------	----------------------------	-----------------------------

表1 令和6/7年の需要実績の算出方法

需要実績 = ① + ② + ③ - ④	
① 令和6年産主食用米等生産量	
② 令和6/7年政府備蓄米供給量	
③ 令和6年6月末民間在庫量	
④ 令和7年6月末民間在庫量	

(3) 需要実績（確定値）

前記方法により算出した令和6/7年の需要実績（確定値）は、**玄米ベースで713万玄米トン、精米ベースで635万精米トン**となります。

2 令和6/7年の需給実績

令和6/7年の需給実績は、表2のとおりです。

表2 令和6/7年の需給実績（確定値）

		玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量 A	153	135
	令和6年産主食用米等生産量 B	679	606
	令和6/7年政府備蓄米供給量 C	36	32
	令和6/7年主食用米等供給量計 D=A+B+C	868	773
	令和6/7年主食用米等需要量 E	713	635
	令和7年6月末民間在庫量 F=D-E	155	138

- 注1：令和6年産主食用米等生産量は、令和6年産水稻の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。
- 注2：6月末民間在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。なお、令和7年6月末民間在庫量には、売り渡した政府備蓄米の在庫量（12万玄米トン）を含む。
- 注3：令和6/7年政府備蓄米供給量は、令和7年6月までに供給された政府備蓄米の数量（買戻し条件付売渡しによる政府備蓄米31万玄米トン、随意契約による政府備蓄米5万玄米トン）である。
- 注4：精米ベースの令和6年6月末民間在庫量、令和6年産主食用米等生産量、政府備蓄米供給量及び令和7年6月末民間在庫量は、玄米ベースの値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。
- 注5：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

3 令和7/8年及び令和8/9年の需要見通し（推計値）

表1 令和6/7年の需要実績の算出方法

需要実績 = ① + ② + ③ - ④	
① 令和6年産主食用米等生産量	
② 令和6/7年政府備蓄米供給量	
③ 令和6年6月末民間在庫量	
④ 令和7年6月末民間在庫量	

(3) 需要実績（速報値）

前記方法により算出した令和6/7年の需要実績（速報値）は、表2のとおり、精米ベースで633万精米トン、玄米ベースで711万玄米トンとなります。

なお、令和6/7年の需要実績については、令和7年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

表2 令和6/7年の需要実績（速報値）

		精米ベース (万トン(精米))	玄米ベース (万トン(玄米))
令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量 A	135	153
	令和6年産主食用米等生産量 B	606	679
	令和6/7年政府備蓄米供給量 C	32	36
	令和6/7年主食用米等供給量計 D=A+B+C	773	868
	令和6/7年主食用米等需要量 E	633	711
	令和7年6月末民間在庫量 F=D-E	140	157

- 注1：令和6年産主食用米等生産量は、令和6年産水稻の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。
- 注2：6月末民間在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。なお、令和7年6月末民間在庫量には、売り渡した政府備蓄米の在庫量（12万玄米トン）を含む。
- 注3：令和6/7年政府備蓄米供給量は、令和7年6月までに供給された政府備蓄米の数量（買戻し条件付売渡しによる政府備蓄米31万玄米トン、随意契約による政府備蓄米5万玄米トン）である。
- 注4：精米ベースの令和6年6月末民間在庫量、令和6年産主食用米等生産量、政府備蓄米供給量及び令和7年6月末民間在庫量は、玄米ベースの値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。
- 注5：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2 令和7/8年の需要見通し（推計値）

需要量については、平成30年11月以降、1人当たり消費量の減少、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提とし

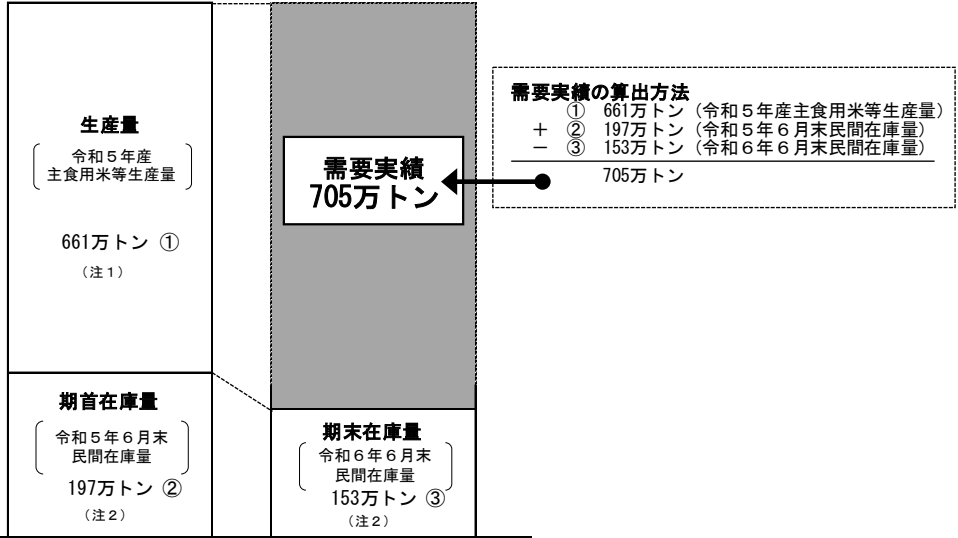
表1 令和5/6年の需要実績の算出方法

需要実績 = ① + ② - ③	
① 令和5年産主食用米等生産量	
② 令和5年6月末民間在庫量	
③ 令和6年6月末民間在庫量	

(3) 需要実績（確定値）

前記方法により算出した令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月までの1年間）の需要実績（確定値）は、図1のとおり705万トンとなります。

図1 令和5/6年の需要実績



- 注1：主食用米等生産量は、令和5年産水稻の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。
- 注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けした生産者の在庫量（推計値）を加えたものである。
- 注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2 令和6/7年及び令和7/8年の需要見通し（推計値）

需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の米穀の需給及び価格の安定に関する基

※赤字は7年9月基本指針からの変更部分

基本指針 新旧対照表

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）																																						
② ①で算出した1人当たり消費量（精米）（推計値）に人口（推計値）を乗じたものにインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出 <table><tr><th></th><th colspan="2">令和7/8年</th></tr><tr><th></th><th>下位値</th><th>上位値</th></tr><tr><td>令和7/8年1人当たり消費量 ①</td><td>50.2精米kg/人</td><td>50.7精米kg/人</td></tr><tr><td>令和7年人口(推計値) ②</td><td>123,170千人</td><td>123,170千人</td></tr><tr><td>令和7/8年消費量 ③＝①×②</td><td>618.0万精米トン</td><td>624.8万精米トン</td></tr><tr><td>令和7/8年インバウンド需要量(推計値) ④</td><td>6.1万精米トン</td><td>6.1万精米トン</td></tr><tr><td>令和7/8年需要見通し(精米) ⑤＝③＋④</td><td>624.1万精米トン</td><td>630.9万精米トン</td></tr></table> 注1: 令和7/8年及び令和8/9年1人当たり消費量の下位値には、①で算出した1人当たり消費量（精米）（推計値）の直近5年平均値、上位値には、①で算出した1人当たり消費量（精米）（推計値）の直近5年最大値の値。 なお、令和7/8年の上位値については、令和7年7月及び8月のとう精実績が直近3年平均値と比較して0.42％減少していることから、これに需要量全体に占めるとう精数量見込みの割合を乗じて得た減少率(0.20％)により、1人当たり消費量（精米）の直近5年最大値の補正を行っている(50.8精米kg/人×(1－0.20％)＝50.7精米kg/人)。 注2: 令和7年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和7年9月公表）」の総人口（令和7年9月1日現在(概算値)）。以下「令和7年9月現在人口」という。）の値。 令和8年人口（推計値）は、令和7年9月現在人口に、「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表)」の令和7年10月1日から令和8年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。 注3: 令和7/8年及び令和8/9年インバウンド需要量（推計値）は、訪日外国人数を政府目標（2030年に6,000万人）に向かって増加すると仮定した場合の当該期間の訪日人数に、令和6/7年の1人当たりの平均泊数、米食回数を1泊当たり2回及び1食あたり78g(FAO供給熱量データに基づき推定)を乗じて算出した値。 ③ 精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出 <table><tr><th colspan="2">精米歩留り</th></tr><tr><td>2年産</td><td>89.7%</td></tr><tr><td>3年産</td><td>90.3%</td></tr><tr><td>4年産</td><td>90.0%</td></tr><tr><td>5年産</td><td>88.6%</td></tr><tr><td>6年産</td><td>89.2%</td></tr><tr><td>5年平均</td><td>89.6%</td></tr></table> 注: 精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査(令和7年6月末時点)」の値である。					令和7/8年			下位値	上位値	令和7/8年1人当たり消費量 ①	50.2精米kg/人	50.7精米kg/人	令和7年人口(推計値) ②	123,170千人	123,170千人	令和7/8年消費量 ③＝①×②	618.0万精米トン	624.8万精米トン	令和7/8年インバウンド需要量(推計値) ④	6.1万精米トン	6.1万精米トン	令和7/8年需要見通し(精米) ⑤＝③＋④	624.1万精米トン	630.9万精米トン	精米歩留り		2年産	89.7%	3年産	90.3%	4年産	90.0%	5年産	88.6%	6年産	89.2%	5年平均	89.6%
	令和7/8年																																					
	下位値	上位値																																				
令和7/8年1人当たり消費量 ①	50.2精米kg/人	50.7精米kg/人																																				
令和7年人口(推計値) ②	123,170千人	123,170千人																																				
令和7/8年消費量 ③＝①×②	618.0万精米トン	624.8万精米トン																																				
令和7/8年インバウンド需要量(推計値) ④	6.1万精米トン	6.1万精米トン																																				
令和7/8年需要見通し(精米) ⑤＝③＋④	624.1万精米トン	630.9万精米トン																																				
精米歩留り																																						
2年産	89.7%																																					
3年産	90.3%																																					
4年産	90.0%																																					
5年産	88.6%																																					
6年産	89.2%																																					
5年平均	89.6%																																					
② 令和7/8年の1人当たり消費量（精米）（推計値）に令和7年の人口（推計値）を乗じたものに令和7/8年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米）を算出 <table><tr><th></th><th colspan="2">令和7/8年</th></tr><tr><th></th><th>下限値</th><th>上限値</th></tr><tr><td>令和7/8年1人当たり消費量 ①</td><td>50.1精米kg/人</td><td>50.7精米kg/人</td></tr><tr><td>令和7年人口(推計値) ②</td><td>123,220千人</td><td>123,220千人</td></tr><tr><td>令和7/8年消費量 ③＝①×②</td><td>617.9万精米トン</td><td>624.5万精米トン</td></tr><tr><td>令和7/8年インバウンド需要量(推計値) ④</td><td>6.1万精米トン</td><td>6.1万精米トン</td></tr><tr><td>令和7/8年需要見通し(精米) ⑤＝③＋④</td><td>624.0万精米トン</td><td>630.6万精米トン</td></tr></table> 注1: 令和7/8年1人当たり消費量の下限値には、①で算出した1人当たり消費量（精米）（推計値）の直近5年平均値、上限値には、①で算出した1人当たり消費量（精米）（推計値）の直近5年最大値の値。 注2: 令和7年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和7年3月公表）」の総人口（令和6年10月1日現在）に、「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表)」の令和6年10月1日から令和7年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。 注3: 令和7/8年インバウンド需要量（推計値）は、訪日外国人数を政府目標（2030年に6,000万人）に向かって増加すると仮定した場合の当該期間の訪日人数に、令和6/7年の1人当たりの平均泊数、米食回数を1泊当たり2回及び1食あたり78g(FAO供給熱量データに基づき推定)を乗じて算出した値。 ③ 精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出 <table><tr><th colspan="2">精米歩留り</th></tr><tr><td>2年産</td><td>89.7%</td></tr><tr><td>3年産</td><td>90.3%</td></tr><tr><td>4年産</td><td>90.0%</td></tr><tr><td>5年産</td><td>88.6%</td></tr><tr><td>6年産</td><td>89.2%</td></tr><tr><td>5年平均</td><td>89.6%</td></tr></table> 注: 精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査(令和7年6月末時点)」の値である。					令和7/8年			下限値	上限値	令和7/8年1人当たり消費量 ①	50.1精米kg/人	50.7精米kg/人	令和7年人口(推計値) ②	123,220千人	123,220千人	令和7/8年消費量 ③＝①×②	617.9万精米トン	624.5万精米トン	令和7/8年インバウンド需要量(推計値) ④	6.1万精米トン	6.1万精米トン	令和7/8年需要見通し(精米) ⑤＝③＋④	624.0万精米トン	630.6万精米トン	精米歩留り		2年産	89.7%	3年産	90.3%	4年産	90.0%	5年産	88.6%	6年産	89.2%	5年平均	89.6%
	令和7/8年																																					
	下限値	上限値																																				
令和7/8年1人当たり消費量 ①	50.1精米kg/人	50.7精米kg/人																																				
令和7年人口(推計値) ②	123,220千人	123,220千人																																				
令和7/8年消費量 ③＝①×②	617.9万精米トン	624.5万精米トン																																				
令和7/8年インバウンド需要量(推計値) ④	6.1万精米トン	6.1万精米トン																																				
令和7/8年需要見通し(精米) ⑤＝③＋④	624.0万精米トン	630.6万精米トン																																				
精米歩留り																																						
2年産	89.7%																																					
3年産	90.3%																																					
4年産	90.0%																																					
5年産	88.6%																																					
6年産	89.2%																																					
5年平均	89.6%																																					
③ 令和6/7年及び令和7/8年の1人当たり消費量（推計値）に令和6年及び令和7年の人口（推計値）を乗じて需要見通しを算出 <table><tr><th></th><th>6／7年</th><th>7／8年</th></tr><tr><td>1人当たり消費量(推計値) ①</td><td>54.4kg</td><td>53.8kg</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>6年</th><th>7年</th></tr><tr><td>人口(推計値) ②</td><td>123,780千人</td><td>123,198千人</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>6／7年</th><th>7／8年</th></tr><tr><td>需要見通し ①×②</td><td>673.7万トン</td><td>663.4万トン</td></tr></table> 注1：人口（推計値）は、令和6年にあつては「人口推計（総務省、令和6年9月公表）」の総人口（令和6年9月1日現在（概算値））。以下「令和6年9月現在人口」という。）、令和7年にあつては令和6年9月現在人口に「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表）」の令和6年10月1日から令和7年10月1日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。 注2：図中の需要見通しは、1人当たり消費量（推計値）の実数に、人口（推計値）の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量（推計値）（小数点第2位を四捨五入）に人口（推計値）（小数点第1位を四捨五入）を乗じて算出した値とは一致しない。					6／7年	7／8年	1人当たり消費量(推計値) ①	54.4kg	53.8kg		6年	7年	人口(推計値) ②	123,780千人	123,198千人		6／7年	7／8年	需要見通し ①×②	673.7万トン	663.4万トン																	
	6／7年	7／8年																																				
1人当たり消費量(推計値) ①	54.4kg	53.8kg																																				
	6年	7年																																				
人口(推計値) ②	123,780千人	123,198千人																																				
	6／7年	7／8年																																				
需要見通し ①×②	673.7万トン	663.4万トン																																				

※赤字は7年9月基本指針からの変更部分

基本指針 新旧対照表

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年10月）
--------------------------------	----------------------------	-----------------------------

	令和7/8年	
	下位値	上位値
令和7/8年需要見通し(精米) ①	624.1万精米トン	630.9万精米トン
令和6年産精米歩留り (令和7年7月～令和7年8月) ②	89.2%	89.2%
令和7年産精米歩留り(見込み) (令和7年9月～令和8年6月) ② ^{注1}	89.6%	88.6%
令和7/8年需要見通し(玄米) ③＝①÷② ^{注2}	697.4万玄米トン	711.3万玄米トン

	令和8/9年	
	下位値	上位値
令和8/9年需要見通し(精米) ①	621.6万精米トン	629.6万精米トン
令和8年産精米歩留り(見込み) ② ^{注1}	89.6%	88.6%
令和8/9年需要見通し(玄米) ③＝①÷②	694.1万玄米トン	710.7万玄米トン

注1: 令和7年産及び令和8年産精米歩留り(見込み)の下位値には、直近5年平均の値、上位値には、直近5年最小値の値を用いる。
注2: 令和7/8年需要見通し(玄米)は、令和7/8年需要見通し(精米)のうち、令和7年7月から令和7年8月までの2か月分は令和6年産精米歩留りで算出し、令和7年9月から令和8年6月までの10か月分は令和7年産精米歩留り(見込み)で算出した合計値である。

表3 令和7/8年及び令和8/9年の需要見通し（推計値）

令和7/8年	玄米ベース	697 万玄米トン～711 万玄米トン
	精米ベース	624 万精米トン～631 万精米トン

令和8/9年	玄米ベース	694 万玄米トン～711 万玄米トン
	精米ベース	622 万精米トン～630 万精米トン

4 令和7年産及び令和8年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和7年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、令和7年9月25日現在の予想収穫量（主食用）のうち、生産者ふるい目幅（1.85mm、1.90mm等）以上の予想収穫量の715万玄米トンに、生産者ふるい目幅未満のうち主食用への供給が見込まれる32万玄米トンを加えた748万玄米トンです。

また、令和8年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、3により算出した令和8/9年の需要見通し（推計値）の上位値である711万玄米トンと設定します。

	令和7/8年	
	下限値	上限値
令和7/8年需要見通し(精米) ①	624.0万精米トン	630.6万精米トン
令和6年産精米歩留り (令和7年7月～令和7年8月) ②	89.2%	89.2%
令和7年産精米歩留り(見込み) (令和7年9月～令和8年6月) ② ^{注1}	89.6%	88.6%
令和7/8年需要見通し(玄米) ③＝①÷② ^{注2}	697.2万玄米トン	710.9万玄米トン

注1: 令和7年産精米歩留り(見込み)の下限値には、直近5年平均の値、上限値には、直近5年最小値の値を用いる。
注2: 令和7/8年需要見通し(玄米)は、令和7/8年需要見通し(精米)のうち、令和7年7月から令和7年8月までの2か月分は令和6年産精米歩留りで算出し、令和7年9月から令和8年6月までの10か月分は令和7年産精米歩留り(見込み)で算出した合計値である。

表3 令和7/8年の需要見通し（推計値）

令和7/8年	精米ベース	624 万精米トン～631 万精米トン
	玄米ベース	697 万玄米トン～711 万玄米トン

3 令和7年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）

主食用米等の生産量については、6月末時点の水田における作付意向面積や直近の単収、8月15日現在の10a当たり収量の前年比見込みを考慮して、幅をもって設定することとします。

具体的には、生産量の見通し（玄米ベース）は、都道府県別に、作付意向（令和7年6月末時点）の面積に、令和6年産の10a当たり収量及び令和7年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の前年比見込み（最小と最大）を乗じて算出し、都道府県別の最小値と最大値をそれぞれ合計して算出します。

表2 令和6/7年及び令和7/8年の需要見通し（推計値）

令和6/7年	674 万トン
令和7/8年	663 万トン

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年10月）															
生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近5年最小値及び直近5年平均値を乗じて算出します。 結果は、表4のとおりとなります。 表4 令和7年産及び令和8年産の主食用米等の生産量の見通し（推計値） <table><tr><td rowspan="2">令和7年産</td><td>玄米ベース</td><td>748万玄米トン</td></tr><tr><td>精米ベース</td><td>662万精米トン～670万精米トン</td></tr><tr><td rowspan="2">令和8年産</td><td>玄米ベース</td><td>711万玄米トン</td></tr><tr><td>精米ベース</td><td>630万精米トン～637万精米トン</td></tr></table> 5 令和7/8年及び令和8/9年の需給見通し 令和7/8年及び令和8/9年の需給見通しは、表5のとおりです。 （1）令和7/8年の需給見通し 【玄米ベース】 ① 供給量 ア 令和7年6月末の民間在庫量（確定値）は、155万玄米トンです。 イ 令和7年産主食用米等の生産量は、748万玄米トンです。 ウ 令和7/8年の政府備蓄米供給量は、23万玄米トンの見通しです。 エ この結果、令和7/8年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、926万玄米トンとなります。 ② 需要量 令和7/8年の主食用米等の需要量の見通しは、697万玄米トンから711万玄米トンです。 ③ 令和8年6月末の民間在庫量 令和8年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量	令和7年産	玄米ベース	748万玄米トン	精米ベース	662万精米トン～670万精米トン	令和8年産	玄米ベース	711万玄米トン	精米ベース	630万精米トン～637万精米トン	生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近5年最小値及び直近5年平均値を乗じて算出します。 結果は、表4のとおりとなります。 表4 令和7年産主食用米等の生産量の見通し（推計値） <table><tr><td rowspan="2">令和7年産</td><td>精米ベース</td><td>645万精米トン～668万精米トン</td></tr><tr><td>玄米ベース</td><td>728万玄米トン～745万玄米トン</td></tr></table> 4 令和7/8年の需給見通し 令和7/8年の需給見通しは、表5のとおりです。 【精米ベース】 （1）供給量 ① 令和7年6月末の民間在庫量（速報値）は、140万精米トンです。 ② 令和7年産主食用米等の生産量は、645万精米トンから668万精米トンと見通されます。 ③ 令和7/8年の政府備蓄米供給量は、21万精米トンの見通しです。 ④ この結果、令和7/8年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、807万精米トンから829万精米トンとなります。 （2）需要量 令和7/8年の主食用米等の需要量の見通しは、624万精米トンから631万精米トンです。 （3）令和8年6月末の民間在庫量 令和8年6月末の民間在庫量は、（1）の供給量及び（2）の	令和7年産	精米ベース	645万精米トン～668万精米トン	玄米ベース	728万玄米トン～745万玄米トン	3 令和6/7年及び令和7/8年の需給見通し （1）令和6/7年の需給見通し 令和6/7年の需給見通しは、表3のとおりです。 ① 供給量 ア 令和6年6月末の民間在庫量（確定値）は、153万トンです。 イ 令和6年産主食用米等の生産量は、683万トン（令和6年9月25日現在の令和6年産水稻の予想収穫量（主食用））です。 ウ この結果、令和6/7年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、836万トンとなります。 ② 需要量 令和6/7年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した674万トンです。 ③ 令和7年6月末の民間在庫量 令和7年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量
令和7年産		玄米ベース	748万玄米トン														
	精米ベース	662万精米トン～670万精米トン															
令和8年産	玄米ベース	711万玄米トン															
	精米ベース	630万精米トン～637万精米トン															
令和7年産	精米ベース	645万精米トン～668万精米トン															
	玄米ベース	728万玄米トン～745万玄米トン															

※赤字は 7 年 9 月基本指針からの変更部分

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7 年 10 月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7 年 9 月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6 年 10 月）
から算出して、215 万玄米トンから 229 万玄米トンと見通されます。 【精米ベース】 ① 供給量 ア 令和 7 年 6 月末の民間在庫量（確定値）は、138 万精米トンです。 イ 令和 7 年産主食用米等の生産量は、662 万精米トンから 670 万精米トンです。 ウ 令和 7 / 8 年の政府備蓄米供給量は、21 万精米トンの見通しです。 エ この結果、令和 7 / 8 年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、822 万精米トンから 829 万精米トンとなります。 ② 需要量 令和 7 / 8 年の主食用米等の需要量の見通しは、624 万精米トンから 631 万精米トンです。 ③ 令和 8 年 6 月末の民間在庫量 令和 8 年 6 月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、191 万精米トンから 205 万精米トンと見通されます。 （2）令和 8 / 9 年の需給見通し 【玄米ベース】 ① 供給量 ア 令和 8 年 6 月末の民間在庫量は、215 万玄米トンから 229 万玄米トンと見通されます。 イ 令和 8 年産主食用米等の生産量は、711 万玄米トンと設定します。 ウ この結果、令和 8 / 9 年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、926 万玄米トンから 939 万玄米トンとなります。 ② 需要量 令和 8 / 9 年の主食用米等の需要量の見通しは、694 万玄米トンから 711 万玄米トンです。 ③ 令和 9 年 6 月末の民間在庫量 令和 9 年 6 月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、215 万玄米トンから 245 万玄米トンと見通されます。	需要量から算出して、176 万精米トンから 205 万精米トンと見通されます。 【玄米ベース】 （1）供給量 ① 令和 7 年 6 月末の民間在庫量（速報値）は、157 万玄米トンです。 ② 令和 7 年産主食用米等の生産量は、728 万玄米トンから 745 万玄米トンと見通されます。 ③ 令和 7 / 8 年の政府備蓄米供給量は、24 万玄米トンの見通しです。 ④ この結果、令和 7 / 8 年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、908 万玄米トンから 926 万玄米トンとなります。 （2）需要量 令和 7 / 8 年の主食用米等の需要量の見通しは、697 万玄米トンから 711 万玄米トンです。 （3）令和 8 年 6 月末の民間在庫量 令和 8 年 6 月末の民間在庫量は、（1）の供給量及び（2）の需要量から算出して、198 万玄米トンから 229 万玄米トンと見通されます。	から算出して 162 万トンと見通されます。 （2）令和 7 / 8 年の需給見通し 令和 7 / 8 年の需給見通しは、表 3 のとおりです。 ① 供給量 ア 令和 7 年 6 月末の民間在庫量は、（1）の③により 162 万トンと見通されます。 イ 令和 7 年産主食用米等の生産量の見通しは、令和 6 年産の生産実績（令和 6 年 9 月 25 日現在の令和 6 年産水稻の予想収穫量（主食用））と同水準の 683 万トンと設定します。 ウ この結果、令和 7 / 8 年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、846 万トンとなります。 ② 需要量 令和 7 / 8 年の主食用米等の需要量の見通しは、2 により算出した 663 万トンです。 ③ 令和 8 年 6 月末の民間在庫量 令和 8 年 6 月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して 182 万トンと見通されます。

※赤字は7年9月基本指針からの変更部分

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年10月）
--------------------------------	----------------------------	-----------------------------

【精米ベース】

① 供給量

- ア 令和8年6月末の民間在庫量は、191万精米トンから205万精米トンと見通されます。
- イ 令和8年産主食用米等の生産量は、630万精米トンから637万精米トンと設定します。
- ウ この結果、令和8/9年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、821万精米トンから841万精米トンとなります。

② 需要量

令和8/9年の主食用米等の需要量の見通しは、622万精米トンから630万精米トンです。

③ 令和9年6月末の民間在庫量

令和9年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して、191万精米トンから220万精米トンと見通されます。

表5 令和7/8年及び令和8/9年の主食用米等の需給見通し

		玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量 A	155	138
	令和7年産主食用米等生産量 B=C+D	748	662～670
	うち生産者ふるい目幅以上 C	715	
	うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用米への供給見込量 D	32	
	令和7/8年政府備蓄米供給量 E	23	21
	令和7/8年主食用米等供給量計 F=A+B+E	926	822～829
	令和7/8年主食用米等需要量 G	697～711	624～631
	令和8年6月末民間在庫量 H=F-G	215～229	191～205

		玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和8/9年	令和8年6月末民間在庫量 H	215～229	191～205
	令和8年産主食用米等生産量 I	711	630～637
	令和8/9年主食用米等供給量計 J=H+I	926～939	821～841
	令和8/9年主食用米等需要量 K	694～711	622～630
	令和9年6月末民間在庫量 L=J-K	215～245	191～220

注:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

なお、事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トン进行予定します。これは、上記の令和8年産主食用米等生産量に

表5 令和7/8年の主食用米等の需給見通し

		精米ベース (万トン(精米))	玄米ベース (万トン(玄米))
令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量 A	140	157
	令和7年産主食用米等生産量 B	645～668	728～745
	令和7/8年政府備蓄米供給量 C	21	24
	令和7/8年主食用米等供給量計 D=A+B+C	807～829	908～926
	令和7/8年主食用米等需要量 E	624～631	697～711
	令和8年6月末民間在庫量 F=D-E	176～205	198～229

注1:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

注2:上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式や枠外の民間輸入(令和6/7年:約4万実トン)による輸入米は含まれない(財務省「貿易統計」より)。

表3 令和6/7年及び令和7/8年の主食用米等の需給見通し

(単位:万トン)		
令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量 A	153
	令和6年産主食用米等生産量 B	683
	令和6/7年主食用米等供給量計 C=A+B	836
	令和6/7年主食用米等需要量 D	674
	令和7年6月末民間在庫量 E=C-D	162

令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量 E	162
	令和7年産主食用米等生産量 F	683
	令和7/8年主食用米等供給量計 G=E+F	846
	令和7/8年主食用米等需要量 H	663
	令和8年6月末民間在庫量 I=G-H	182

注1:上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式による輸入米は含まれない。

注2:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年10月）
は含まれていません。 また、政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン予定）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。 上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のS B S方式や枠外の民間輸入（令和6/7年：約4万実トン）による輸入米は含まれません。 上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項 1 備蓄運営の基本的な考え方 （1）政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。 備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、 ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末） ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄 ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施 また、「総合的なT P P等関連政策大綱」（平成29年11月24日T P P等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「C P T P P協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。 ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売 なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降に行うものとする。	なお、上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項 1 備蓄運営の基本的な考え方 （1）政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。 備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、 ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末） ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄 ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施 また、「総合的なT P P等関連政策大綱」（平成29年11月24日T P P等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「C P T P P協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。 ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売 なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降に行うものとする。	第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項 1 備蓄運営の基本的な考え方 国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。 備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、 ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末） ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄 ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施 また、「総合的なT P P等関連政策大綱」（平成29年11月24日T P P等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「C P T P P協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。 ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売 なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降の入札により行うものとする。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年10月）
⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。 （2）他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。 （3）（1）の⑤の放出及び（2）の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則5年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。 （4）なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。 2 令和7/8年及び令和8/9年の備蓄運営 （1）令和7/8年の備蓄運営 令和7年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止しています。 政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン予定）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。 また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（59万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、29.5万トンとなります。 （2）令和8/9年の備蓄運営 令和8年産米の備蓄米としての買入れについては、21万トン进行予定します。 政府備蓄米の売渡しに係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行います。	⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。 （2）他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。 （3）（1）の⑤の放出及び（2）の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則5年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。 （4）なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。 2 令和7/8年の備蓄運営 令和7年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止するとともに、買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、行っていませんが、需給環境が大きく変化し、買入れ又は買戻しの環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて計画的に行うこととします。 また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（59万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、29.5万トンとなります。	⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。 他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。 なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。 2 令和6/7年の備蓄運営 令和6年産米の備蓄米としての買入契約数量は17万トンとなりました。 備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、9万トンから17万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。 以上を踏まえた令和6/7年の備蓄運営は、表4のとおりです。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年10月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年9月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年10月）												
こうした状況を踏まえた今後の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。	こうした状況を踏まえた今後の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。	表4 令和6/7年の備蓄運営 （単位：万トン） <table><tr><td>令和6年6月末備蓄量</td><td>A</td><td>91</td></tr><tr><td>令和6年産米買入契約数量</td><td>B</td><td>17</td></tr><tr><td>令和6/7年非主食用販売量</td><td>C</td><td>9～17</td></tr><tr><td>令和7年6月末備蓄量</td><td>D=A+B-C</td><td>91～99</td></tr></table>	令和6年6月末備蓄量	A	91	令和6年産米買入契約数量	B	17	令和6/7年非主食用販売量	C	9～17	令和7年6月末備蓄量	D=A+B-C	91～99
令和6年6月末備蓄量	A	91												
令和6年産米買入契約数量	B	17												
令和6/7年非主食用販売量	C	9～17												
令和7年6月末備蓄量	D=A+B-C	91～99												
第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。	第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。	第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。												
1 令和6会計年度の輸入状況 令和6会計年度においては、令和6年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,960トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。	1 令和6会計年度の輸入状況 令和6会計年度においては、令和6年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,960トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。	1 令和5会計年度の輸入状況 令和5会計年度においては、令和5年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,720トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入7万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入については6,198トンを買付けました。												
2 令和7会計年度の輸入方針 令和7会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。	2 令和7会計年度の輸入方針 令和7会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。	2 令和6会計年度の輸入方針 令和6会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,960トンとします。												